

北上市契約規則の一部を改正する規則

北上市契約規則（平成6年北上市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>契約書</u>の作成)</p> <p>第20条 契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により契約を締結しようとする場合において、<u>契約書</u>の作成を要するものは、第3条、第14条第2項又は第18条の規定による公示、通知又は指示により、<u>契約書</u>の作成を必要とする旨を明示しなければならない。</p> <p>第21条 契約担当者は、契約の相手方が決定したときは、直ちに<u>契約書</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>契約書</u>には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(<u>契約書</u>の作成の省略)</p> <p>第22条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>契約書</u>の作成を省略することができる。ただし、公有財産に関する契約をするときを除く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(<u>契約書等</u>の作成)</p> <p>第20条 契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により契約を締結しようとする場合において、<u>契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（以下「契約書等」という。）</u>の作成を要するものは、第3条、第14条第2項又は第18条の規定による公示、通知又は指示により、<u>契約書等</u>の作成を必要とする旨を明示しなければならない。</p> <p>第21条 契約担当者は、契約の相手方が決定したときは、直ちに<u>契約書等</u>を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>契約書等</u>には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(<u>契約書等</u>の作成の省略)</p> <p>第22条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>契約書等</u>の作成を省略することができる。ただし、公有財産に関する契約をするときを除く。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

(議会の議決を要する契約の締結)

第28条 契約担当者は、議会の議決に付する必要のある契約については、議会の議決を得たときに契約が確定することを条件とした契約書により契約を締結するものとする。

(検査)

第30条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員(以下「検査員」という。)は、工事又は製造その他についての請負契約について、その工事又は給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該契約に係る監督職員又は専門の職員の立ち会いを求めて工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。ただし、1件50万円未満の工事又は製造その他についての請負契約で、必要がないと認めるときは、専門の職員の立ち会いを省略することができる。

2 検査員は、物件の購入その他の契約について、その給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。

3・4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北上市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結しようとする契約に係る入札の公示、指

(議会の議決を要する契約の締結)

第28条 契約担当者は、議会の議決に付する必要のある契約については、議会の議決を得たときに契約が確定することを条件とした契約書等により契約を締結するものとする。

(検査)

第30条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員(以下「検査員」という。)は、工事又は製造その他についての請負契約について、その工事又は給付が完了したときは、契約書等、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該契約に係る監督職員又は専門の職員の立ち会いを求めて工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。ただし、1件50万円未満の工事又は製造その他についての請負契約で、必要がないと認めるときは、専門の職員の立ち会いを省略することができる。

2 検査員は、物件の購入その他の契約について、その給付が完了したときは、契約書等その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。

3・4 [略]

名競争入札の通知又は見積徴収の指示から適用する。